

別冊

## 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書は、山形森林管理署最上支署（以下「甲」という。）が実施する「令和7年度 銅山川地区事業概成航空調査」に適用する。

(目的)

第2条 この業務は、銅山川地区事業の概成に伴い、当該地区の航空映像及び航空写真を撮影するためにヘリコプター運航を行うものである。

(機体の確保)

第3条 甲の指示があったときは、受注者（以下「乙」という。）は、速やかな運航が可能となるよう、次条で定める標準機種以上の定員を有する機体を確保しなければならない。

(業務内容)

第4条 甲の指示により、乙はヘリコプターの運航及び撮影を行う。なお、運航計画については、甲乙協議の上決定するものとする。

2 標準機種は、AS350B1（操縦士を含む定員6人以上の機種）とするが、乙の機体の保有状況に基づき、AS350B3への機種の変更を認める。その場合は協議によることとし、契約単価については第7条に従う。

3 飛行管理は運航記録書によるが、甲の指示があったときは、飛行軌跡を示したものを任意様式により提出すること。

4 航空映像撮影については4K映像規格で撮影できる機材での実施とする。

(基地の確保)

第5条 乙は、乙の保管庫のある空港（以下「基地」という。）を本契約期間を通して確保するものとし、第6条の甲が指示する発着場の使用申請、飛行計画の通報等は乙が行うものとする。

(代替発着場の使用)

第6条 甲は、甲の都合により基地以外の発着場の使用を乙に指示することができる。

2 乙は甲に対して前項の指示により生じた発着場使用料、燃料運搬費等を請求する

ことができる。

- 3 乙の都合により発着場を変更するときは、前項の請求はできないものとする。

#### (契約単価)

- 第7条 契約単価は、標準機種による1時間当たりの作業運航単価をもって入札を行い、その落札単価を基準として決定するものとする。
- 2 空輸運航単価、滞留単価及び標準機種以外の各種単価については、予定価格の作成に用いた各単価と作業運航単価との比率に基づき、落札単価に当該比率を乗じて按分により算出し、別表1の運航料金単価として定めるものとする。
  - 3 航空撮影単価については、航空映像撮影単価、航空写真撮影単価及び成果品一式の単価ごとに、予定価格作成時に用いた各単価と作業運航単価との比率に基づき、落札単価に当該比率を乗じて算出するものとする。
  - 4 前2項の単価算出において円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

#### (運航料金)

- 第8条 運航料金は、第7条によって算定した単価に運航時間に乗じて算出する。なお、運行料金に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 運航時間は、運航実績報告書及び運航記録書によるものとし、分単位とする。
  - 3 支払いは月毎とし、支払請求のあった日から30日以内に口座振込により支払うものとする。

#### (代替機の運航料金)

- 第9条 乙の都合により標準機種以外(同等以上)の機種で運航した場合は、標準機種の単価で算出するものとする。第4条2項により、機種の変更の協議を行った場合は、本条項「標準機種」を「変更機種」に読み替えるものとする。
- 2 甲の都合で機種を変更した時は、指示した機種の単価で算出するものとする。

#### (運航時間の算定)

- 第10条 運航時間は、空輸時間及び作業時間とし、算定は次のとおりとする。
- 2 空輸時間は、基地を離陸し、甲が指示する発着場に着陸するまでに要した飛行時間及びその復路の飛行時間を合算したものとする(片道当たり最大2時間30分とする)。
  - 3 作業運航時間は、作業のため、甲が指示する発着場を離陸し、作業が完了して同発着場に着陸するまでに要した飛行時間とする。

(検査)

第11条 乙は、運航を行った場合は、「運航実績報告書」により運航毎に作成した運航記録書の写しを添えて、甲に通知しなければならない。

(撮影成果品の納入)

第12条 乙は、甲より撮影した航空映像及び航空写真のデータについて、甲より納品するよう指示された場合については、速やかにとりまとめ、甲へ納品することとする。

なお、納品する形式等については甲乙協議の上、定めるものとする。

(請負代金の支払)

第13条 甲は、検査に合格した業務の数量に契約単価を乗じて請負代金を確定し、乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けた後、請求書を甲宛に提出するものとする。

3 甲は適正な支払請求書を受理した日から30日以内(以下「支払期間」と言う。)に、乙に代金を支払わなければならない。

4 甲が支払期間内に代金を支払わない場合は、乙は当該代金に対し、期間満了の翌日から支払った日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(最低運航時間及び予定数量の増減)

第14条 予定運航時間は撮影状況等により増減するものであり、最低運航時間については定めないものとし、予定数量に満たない場合であっても、乙は異議を申し立てないものとする。

2 甲の発注する数量が、予定数量を超える場合は、甲乙協議して契約内容を変更することができる。

(諸法規の遵守)

第15条 業務の実施に当たっては、航空法及びその他航空関係に関する諸法規を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、乙の負担と責任において行わなければならない。

(運航の可否決定)

第16条 運航の安全を図るため、運航の可否は気象条件、機体の状態等を考慮して、乙が最終決定を行うものとする。

(機体の保証)

第17条 業務で使用する機体は、有効なる耐空証明書を有し、かつ航空法及び乙の整備規定に定める適正な整備を実施している機体とする。

(操縦義務)

第18条 乙は、作業条件を満たしている操縦士を機体に搭乗させなければならない。

(準備する事項)

第19条 乙は、現地の気象条件等の調査及び運航に関する一切の手続きと準備手配を行い、これに要する経費は乙の負担とする。

(安全管理体制)

第20条 航空機の運航、運航記録、機体の整備、運航に関する安全管理等の航空機の運航に関する全ては、乙の責任において行う。

(損害賠償)

第21条 甲または甲の職員が、乙の運航業務中に受けた生命、財産その他の損害については、乙はその損害の程度に応じて、これに相当する金銭その他をもって賠償しなければならない。賠償の額等は、甲乙協議して定めるものとする。

(航空機の賠償)

第22条 甲は、機体につき生じた損害については、賠償の責を負わない。

(契約の解除)

第23条 次の各号に該当するときは、甲はこの契約を解除することが出来る。この場合、乙は違約金として予定金額の10/100に相当する金額を甲に支払らなければならない。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、契約上の義務を履行せず、または履行する見込みがないと甲が認めた時。

(2) この契約に関し、乙が不正行為をしたと甲が認めた時。

2 甲がこの契約に違反したことにより、乙が損害を受けたときは、甲はこれを弁償しなければならない。損害額については、甲乙協議して定めるものとする。

(契約外の事項)

第24条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第25条 この契約について紛争が生じたときは、第三者の斡旋により解決するものとする。

(その他)

第26条 乙は、契約締結後、速やかに以下の資料を甲に提出する。

- (1) 本業務において使用を予定している機体について、基地毎に機種名及び機体数等を整理した資料。
- (2) 県別に確保可能な発着場の名称、所在地等を示した資料。なお、その他に確保可能な場外離着陸場がある場合は、追加記載して差し支えない。
- (3) 本業務において、ヘリコプターの運航管理を行う担当者名、連絡先を記載した資料。